

令和2年6月12日
相模原市発表資料

郵便による見積合せに係る不適切な事務処理について

市営無料自転車駐車場施設所有者賠償責任保険に係る見積合せにおいて不適切な事務処理がありましたのでお知らせします。

本件について、関係する方にご迷惑をおかけしたことを、深くお詫び申し上げます。

1 経過

令和2年4月21日(火) 見積合せ

5月22日(金) 指名停止

6月11日(木) 指名停止の取消(5月22日に遡及)

2 不適切な事務処理の内容

郵便による見積合せの実施に当たり、本件発注業務の仕様の特殊性に鑑み、開札後において、仕様を満たしているかどうか確認等を行う期間を設ける必要がありましたが、これを設けず、開札の時点をもって当該業者を落札業者として決定とみなしました。

その後、当該業者が本件発注業務の仕様を満たすことができないことを確認したため、落札等決定後の辞退の取扱いとしたものです。

3 不適切な事務処理による影響

落札等決定後の辞退として当該業者を指名停止としました。

4 本事案への対応

当該業者の見積書を無効とし、指名停止日に遡り当該業者の指名停止を取り消しました。

今後の契約事務の執行に当たっては、事案により確認等を行う期間を設ける等、適切な事務の実施に努めます。

問合せ先
都市整備課
042 - 769 - 8258
対応責任者：佐藤 洋一
細野 千里